

**タイ民間医療の民俗知識を保護、促進する法律**  
( 仏暦 2542 年 , 西暦 1999 年 ・ タイ )

**タイ民間医療の民俗知識を保護、促進する法律**  
仏暦 2542 年 ( 西暦 1999 年 )

偉大なるラーマ 9 世プミポン国王が  
現在の国王在位 54 年である仏暦 2542 年 ( 西暦 1999 年 )  
11 月 19 日に発布された。

ラーマ 9 世プミポン国王陛下が勅命をもって、タイ民間医療の民俗知識を保護、促進する法律を公布された。

この法律は、個人の権利及び自由の制限にかかわるいくつかの条項を持つが、それはタイ王国憲法第 35 条、第 48 条および第 50 条とともに構成される第 29 条が、法律の下にある権限によってその行為を認めているものである。そして議会の次のような紹介の辞と承認によって、恐れ多くも国王陛下においては国王の印を賜った。

**第 1 条**

本法律は「 仏暦 2542 年タイ民間医療の民俗知識を保護、促進する法律」という。

**第 2 条\***

本法律は、官報に公示された日から 180 日の制限期間をもってその効力を有する。

\* [ ローゴ-2542/120 ゴー/49/29 11 月 2542 ]

**第 3 条**

本法律においては、「タイ民間医療の民俗知識」とは、タイ民間医療に係る地方の知識や能力を意味する。

「タイ民間医療」とは、病気の検査、診断、治療、診察、予防や、人間や動物の健康促進や回復、出産、タイ式マッサージに係る、医学的プロセスを意味する。さらにタイ式薬の処方や、医療的な機材や道具の創造発明をも意味する。これらはすべて昔から伝えられ発達してきた知識や教本によるものである。

「タイ民間医療の教本」とは、タイ民間医療に関する知識や学問を苦勞してタイ手冊本、貝多羅葉、碑文あるいはその他の材質のものに記録したもの、あるいは書きとめられてはいないが様々な手段で教え続けられていたり伝承されてきていたりするものを意味する。

「タイ式薬」とは、サムンプライ ( タイ式薬原料 ) から直接作られた薬、またはサムンプライ ( タイ式薬原料 ) の成分を調合、混合あるいは精製して作られた薬を意味する。また、薬に関する法律に依る伝統的薬も意味する。

「タイ式薬処方箋」とは、タイ式薬の製造および調合する内容成分の製造工程を明記した処方を意味し、それによって調合されたものがいかなる形態をとっていてもそこに含める。

「サムンプライ ( タイ式薬原料 ) 」とは、植物、動物、微生物、鉱物、植物や動物からの古式粉碎物で、精製し、混合し、調合して薬を作るための原料、あるいは、病気の検査、診断、治療、診察、予防や、人間や動物の健康促進や回復を目的とした食べ物を意味する。また、このような物の起源となる地域や現在それが存在する地域をもそのなかに含める。

「保護サムンプライ ( タイ式薬原料 ) 」とは、大臣が保護サムンプライであると公布して規定したサムンプライ ( タイ式薬原料 ) を意味する。

「保護区域」とは、法律で規定した自然を保全保護するための国家保全林あるいはその他の統制区域を意味する。

「古式粉碎物」とは、いまだ科学的プロセスによる調合や分子結合を行って新たな物質を生じさせていない、天然の物質を意味する。

「粗成形」とは、サムンプライ（タイ式薬原料）の状態や性質を配合変化させて、古式粉碎物を混ぜ合わせる古式の手順であり、さまざまな純粋な物質にまで分離分解しないような形で発展してきたものを意味する。

「タイ式薬処方継承者あるいはタイ式医療教本」とは、タイ式薬の処方を継承してきた個人、理論考案者からタイ式医療の教本を継承した個人、そのようなものを改善発展させてきた個人、あるいは理論考案者や改善発展させてきた者が誰かはわからないが、口承継承してきた者、または他の者から先述のものを贈与された者を意味する。

「権利を持つ者」とは、本法律に依ってタイ民間医療の民俗知識における権利を登録した個人を意味する。

「販売」とは、売却、持ち出して与えること、配布、交換を意味し、また売却のために保持することをも意味する。

「輸出」とは、（タイ）王国の外に持ち出し、あるいは送ることを意味する。

「成形」とは、サムンプライ（タイ式薬原料）の状態または性質を改善変化させることを意味する。

「委員」とは、タイ伝統医療の民俗知識保護促進委員を意味する。

「許可者」とは、次官あるいは次官が権限を委譲した者を意味する。

「登録官」とは、状況に応じて本省の登録官あるいは県の登録官を意味する。

「担当係官」とは、許可者、登録官および大臣が本法律に従って業務の執行を任じた者を意味する。

「次官」とは、厚生省次官を意味する。

「大臣」とは、本法律に依り代行者となる大臣を意味する。

#### 第4条

厚生大臣を本法律に依る代行者となる大臣とし、担当係官を任命し、本法律の終わりにある割合を越えない手数料を規定する省令を發布し、規則や公示も含めたその他の業務規定を發布する権限を与えるが、これらはすべて本法律に依る業務遂行のためである。これらの省令、規則や公示は、官報に公示された後に施行される。

### 第1部 タイ民間医療の民俗知識保護促進委員会

#### 第5条

以下の委員で構成されるタイ民間医療の民俗知識保護促進委員会を持つものとする。厚生省次官を委員会代表とし、医事局局长、知的財産局局长、家畜局局长、林野局局长、農学局局长、医科学局局长、食料委員会事務局长、環境政策計画事務所事務局长および医療従事者部部长をその職位からなる委員とする。

資格所有者からなる委員の人数は職位からなる委員の人数と同数とし、医療従事者のグループ、タイ民間医療、タイ式薬の製造販売、サムンプライ（タイ式薬原料）の栽培成形の分野における知識、能力、経験を有する者のグループおよびタイ民間医療施設所長から選出された委員および資格所有者からなる委員を選ぶ書記局长を、省令に定められた規定と方法に従って大臣が任命する。

#### 第6条

委員会は次に記す権限と役割を持つ。

- (1) 本法律に従って大臣が省令、規定あるいは公示を発令する際に、助言や意見を与える。
- (2) タイ民間医療の民俗知識とサムンプライ（タイ式薬原料）の有効利用についての促進開発を行うこと。
- (3) タイ民間医療の民俗知識とサムンプライ（タイ式薬原料）の保護促進に係る官公庁、国営企業、コミュニティおよび NGO の間の堅固な関係を構築し、調整するための手段を規定する。
- (4) 第 39 条第 3 段に従ってタイ民間医療の民俗知識の権利登録の取り消し命令における承認を与える。
- (5) 本法律に従って登録官あるいは許可者の命令あるいは判断を審理、検討する。
- (6) 審理申請の規定と方法やタイ民間医療の民俗知識の登録を審理検討する方法、運営、収益や必要経費の基金の手当て、タイ民間医療の民俗知識とサムンプライ（タイ式薬原料）の保護促進に関する業務の遂行などに関する規則秩序を樹立する。
- (7) 本法律あるいは他の法律が規定する委員会の権限と役割に従って他の業務を遂行すること。
- (8) 大臣が権限を与えた他の業務を遂行すること。

#### 第 7 条

大臣が任命した資格所有者からなる委員は、任命を受けた日から 1 期につき 2 年間の任期とする。

第 5 条第 2 段に定められた任期満了以前に資格所有者からなる委員がその任務から離脱したケースにおいては、大臣が同様の資格を持つ他の人を代わりに資格所有者からなる委員に任じることができる。また、新たに任じた人の任期を、離脱した資格所有者の任期に従って、その任期を引き継ぐ形でその残りの任期とする。再度任命してもよい。

#### 第 8 条

第 7 条に依る任期に従って任期満了により任務から離脱する以外に、大臣が任命した資格所有者からなる委員は次のようなときにその任務から離脱する。

- (1) 死亡
- (2) 辞職
- (3) 破産宣告を受けた者
- (4) 禁治産者あるいは禁治産者に等しい者
- (5) 職務に対し能力に欠ける、正しい行いをしない、あるいは行いが悪いなどの理由により、大臣が免職を命じた
- (6) 過失や軽犯罪に係わる違反行為の罪を除いて、実刑判決により刑務所で刑に服さなければならない
- (7) 医療従事者という資格を持って委員に任命された場合で、医療従事者という立場から離脱した。

#### 第 9 条

委員会の会議では、全委員数の半数以上の委員が会議に来なければならず、いかなる会議といえどもそれをもって定足数とする。

もし委員長が会議に来ない、あるいは職務を遂行できない場合には、会議に出席した委員の中から 1 人の委員を選出してその会議の委員長とする。その会議の議決においては、多数決をとる。議決においては委員 1 人が 1 票を持つ。票数が同じ場合には、その会議の委員長が多数決にさらに 1 票を投じる。

#### 第 10 条

委員会は、ある判断や業務遂行においてそれがいかなるものであってもそのために小委

員会を設置する権限を持つ。その際第 9 条を用いて規定した小委員会の会議を準用して職務を割り当てる。

#### 第 11 条

本法律に従った職務遂行において、委員会および小委員会は、判断を行うために関係者に証拠を提示させたり証人を連れてきて証拠を提示させたりすることを命じる権限を持つ。

#### 第 12 条

厚生省の次官事務所の中にタイ民間医療施設を置き、タイ民間医療の民俗知識とサムンプライ（タイ式薬原料）の保護促進、教育研修、研究および開発に関係するさまざまな業務を行う権限を持ち、また委員会の事務系学術系の業務に責任を持つ。

#### 第 13 条

タイ民間医療施設所長を主登録官とし、県厚生局の医師を県登録官とする。

## 第 2 部 タイ民間医療の民俗知識の保護促進

#### 第 14 条

本法律に依って保護を受けるタイ民間医療の民俗知識の権利は次のとおり。  
タイ式薬の処方およびタイ民間医療の教本に関するタイ民間医療の民俗知識の権利

#### 第 15 条

タイ民間医療施設は、登録を行うためにタイ王国全土のタイ式薬の処方およびタイ民間医療の教本に関するタイ民間医療の民俗知識の情報を収集する職務を持つ。  
第 1 段に従って行うタイ式薬の処方およびタイ民間医療の教本に関するタイ民間医療の民俗知識の登録は、委員会の定めた規則秩序に従って行う。

#### 第 16 条

タイ民間医療の民俗知識には 3 つの種別が存在する。すなわち

- (1) 国家タイ式薬処方あるいは国家タイ民間医療教本。
- (2) 一般的タイ式薬処方あるいは一般的タイ民間医療教本。
- (3) 個人的タイ式薬処方あるいは個人的タイ民間医療教本。

#### 第 17 条

大臣は、医学的または公衆衛生的に特別な効果や価値を持つタイ式薬の処方あるいはタイ民間医療の教本を、状況に応じて国家タイ式薬処方あるいは国家タイ民間医療教本と定め公示する権限を持つ。  
第 1 段の公示は、省令に定めた規定と方法に従って行うこと。

#### 第 18 条

大臣は、広くその効能が用いられている、あるいは第 33 条に従って年限なく権利を保護するタイ式薬の処方あるいはタイ民間医療の教本を、状況に応じて一般的タイ式薬処方あるいは一般的タイ民間医療教本と定め公示する権限を持つ。  
第 1 段の公示は、省令に定めた規定と方法に従って行うこと。

#### 第 19 条

国家タイ式薬処方をもって薬の処方申請をし、薬事法に依る薬剤製造許可を申請する者、あるいは商業的利益のための新薬処方の開発改善のためにその処方を研究に用いる者、あ

るいは商業的利益に用いるためタイ民間医療の民俗知識を改善して新たな民俗知識を開発する目的で国家民間医療教本を研究する者は、その効果を利用するための許可申請を行い、手続き料金を支払うとともに許可者に対して効果利用に対する報酬を支払うものとする。許可申請および許可、権利の制限事項および報酬は、省令に定められた規則、方法および条件に従って行われる。

#### 第 20 条

第 16 条 (3) に依る個人的タイ薬処方あるいは個人的タイ民間医療教本は、登録官に対する申請により、本法律に定められた条項の規定に依る保護促進を受けるための、タイ伝統医療の民俗知識における権利登録を受けることができる場合もある。

第 1 段に依るタイ伝統医療の民俗知識における権利申請は、省令に定められた規定、方法および条件にしたがって行われる。

#### 第 21 条

第 20 条に依りタイ民間医療の民俗知識における権利登録をする権利を持つ者は、タイ国籍および次の資格を持たなければならない。

- (1) タイ式薬処方あるいはタイ民間医療教本の理論考案者であること。
- (2) タイ式薬処方あるいはタイ民間医療教本を改善発展させた者であること。
- (3) タイ式薬処方あるいはタイ民間医療教本の継承者であること。

#### 第 22 条

登録官が次のようなケースを見て取ったときにはタイ民間医療の民俗知識における権利登録を受け付けることを禁止する。

- (1) 国家タイ式薬処方あるいは国家タイ民間医療教本であること、あるいは一般的タイ式薬処方あるいは一般的タイ民間医療教本であること。
- (2) たとえば天然の古式粉碎物ではない植物、動物、微生物からの粉碎物を用いている、あるいは粗成形法を用いていない成形法を用いているような、タイ式民間医療の規定に従わない調合を行う個人的タイ式薬処方者であること。

#### 第 23 条

タイ民間医療の民俗知識における権利登録申請を行う者で、第 20 条第 2 段に依る省令に定められた規則、方法および条件に適っていない者はいかなる者であっても、登録官がその者に対してその命令を受けてから 30 日以内にそれを正しく改めるように命じる。

もし、登録申請者が第 1 段に依る期限内に登録官の命令を遵守しない場合には、その登録申請を取り下げる。

#### 第 24 条

登録官が登録申請を審査して、申請者が第 21 条に従った資格を持つものであることがわかり、登録を申請しているタイ民間医療の民俗知識が第 22 条に従った禁止条項に抵触する状態にないことがわかった場合には、登録官は、すぐに登録事務所およびすべての地方行政組織にその登録申請を公示広告すること。

#### 第 25 条

何人もがまとめてタイ民間医療の民俗知識における権利の登録申請を行う場合には、登録官は審査日を定めて登録申請者全員に通知すること。

第 1 段に従う審査においては、登録官は申請者のうちの誰かを呼んで話を聞いたり、説明させたり、書類あるいは何か補完するものを提出させたりする。

登録官が審査を遂行し、省の次官が判断してから、登録官が判断文を登録申請者全員に通

知する。

審査および判断決定は省令に定められた規定と方法に従って行うこと。

#### 第 26 条

複数の人がそれぞれ別々に同一のタイ民間医療の民俗知識における権利の登録申請を行う場合には、さきに登録申請を行った者が登録の権利を持つ。もし登録申請が同日同時刻であった場合には、どちらか一方が権利を持つのか、共に権利を持つのか合意形成を行う。登録官が定めた期間内に合意できなかった場合には、登録官が定めた期間の終了日から 90 日以内に係争当事者が本件を法廷で争うこと。

先述した期限以内に法廷で争わない場合には、これらの人たちによる登録申請は取り下げられる。

#### 第 27 条

登録官が登録申請を審査して、登録申請者が第 21 条に従った資格の保持者ではないことが明らかになり、また登録申請をするタイ民間医療の民俗知識が第 22 条に従った禁止条項に抵触する状態であることが明らかになった場合には、先述の登録申請の却下命令が出た日から 30 日以内に登録申請者に対してその命令を文書で通知する。

#### 第 28 条

登録申請者が、第 27 条に従った登録官の命令に対し、再審を請求したケースにおいては、委員会が登録官の命令が正しくないという再審の判断を下した場合に、登録官はその者の登録申請に関係する業務を遂行しなければならない。

#### 第 29 条

第 24 条に従ってある者の登録申請を公示広告してから、自分がそのタイ民間医療の民俗知識における権利申請の権利を持っていることがわかった個人は、証拠を示して登録官に対して異議申し立てをすることができるが、第 24 条に従った公示広告の日から 60 日以内に申し立てをしなければならない。

#### 第 30 条

判断を下す前に登録官は、検討を行うために登録申請者および異議申し立て者に説明をさせ証人や証拠を提示させなければならない。

登録官が判断を下したときには、先述の判断を下した日から 30 日以内に登録申請者と異議申し立て者に対しその判断を理由と共に文書で通知すること。

#### 第 31 条

第 29 条に依る異議申し立て者がいないケースにおいては、あるいは異議申し立て者がいて登録申請者が登録の権利を持つ、あるいは異議申し立て者が登録の権利を持つとの最終的判断にいたっているケースにおいては、登録官は、登録申請者あるいは異議申し立て者のどちらかに対して、タイ民間医療の民俗知識における権利登録を命じる。

第 1 段に従ってタイ民間医療の民俗知識における権利登録が命じられたときには、登録官は登録申請者あるいは異議申し立て者にその命令を通知し、その命令通知書を受け取ってから 30 日以内に登録手数料の支払いをさせる。もし登録申請者あるいは異議申し立て者が先に述べた期限以内に登録手数料を支払わない場合には、登録申請を取り下げる。

タイ民間医療の民俗知識における権利登録を証明する重要書類は、省令に定められた書式に従うこと。

#### 第 32 条

第 25 条第 2 段に従って省の次官が判断を下す場合においては、複数の人が登録を受けることができ、ひとつの事案の登録申請に複数の人が共にタイ民間医療の民俗知識における権利を持つ場合において、あるいは第 26 条に従ってタイ民間医療の民俗知識における権利を共に持つことができるという判決を裁判所が下した場合においては、これらの人たちはタイ民間医療の民俗知識における権利を共同登録する権利を持つことができる。

タイ民間医療の民俗知識における権利の共同登録では、権利を持つ者たちを集め、どのようにその権利を共同して使うかという同意記録文書を作り、登録と同時に登録官に委託すること。

### 第 33 条

本法律に依るタイ民間医療の民俗知識における権利は、その権利を持つ者の寿命と同じ有効年数を持ち、さらに権利を持つ者が死亡した日からさらに 50 年間有効である。

第 32 条に従って共同して権利を持つ場合においては、先述のタイ民間医療の民俗知識における権利は共同権利者の寿命と同じ有効年数を持ち、共同権利者の最後の一人が死亡した日からさらに 50 年間有効である。

第 1 段あるいは第 2 段に従った期間を超えるときには、大臣が、タイ式薬処方あるいはタイ民間医療教本を規定した官報に、第 16 条（2）に従って一般的タイ式薬処方あるいは一般的タイ民間医療教本になった旨を公示する。

### 第 34 条

権利を持つ者のみが、薬を製造する権利および、登録を受けたタイ式薬処方あるいはタイ民間医療の教本の中の民俗知識を研究、販売、改善、開発する権利を保持する。

第 1 段の内容は次のものについては施行されない。

- (1) 大臣が定めた規則秩序に従った研究、実験、調査に効果をもたらすために行われること。
- (2) タイ式医療従事者による処方に従った特別な患者への薬の準備。
- (3) 土着の方式の生命維持のための薬の製造、国立医療施設における治療に利するための国立医療施設、官公庁、国立機関による薬の製造、あるいは国立医療施設における治療に利するためのタイ民間医療の教本の使用。

これらはすべて大臣の定めた規則秩序に従うこと。

### 第 35 条

本法律に依るタイ民間医療の民俗知識における権利は、他人に譲渡することはできないが、遺産としての相続は除く。

第 1 段に従って、タイ民間医療の民俗知識における権利を遺産相続する者は、権利を持っていた者が死亡した日から 2 年以内に登録官に対し登録申請をしなければならない。

第 2 段に依る期限以内にタイ民間医療の民俗知識における権利の遺産相続の登録がないときには、本法律に従って保護されるタイ民間医療の民俗知識における権利が消滅したものとみなし、第 33 条の第 3 段を準用して施行する。

### 第 36 条

権利を持つ者は、第 34 条に従って他者に自分の権利を使用する許可をすることができる。第 1 段に従っての権利の使用許可は、省令に定められた規定、方法、条件に従って行うこと。

### 第 37 条

登録官は、次のケースにおいてタイ民間医療の民俗知識における権利の登録を撤回する

権限を持つ。

- (1) 権利を持つ者が、国民の平穏秩序あるいは道徳に反するようにその権利を用いる。
- (2) 権利を持つ者が、そのタイ民間医療の民俗知識における権利の登録を受けるにあたって登録官が定めた条件や制限条項に違反し、あるいは遵守しない。
- (3) 権利を持つ者が、登録したタイ民間医療の民俗知識をひどく損なうようなことを起こしているようなこともありうる。

#### 第 38 条

利害関係者あるいは検察官は、第 21 条あるいは第 22 条に違反して登録したタイ民間医療の民俗知識における権利登録の撤回を要求する訴訟を裁判所に対して起こすこともできる。

#### 第 39 条

第 37 条に従ってタイ民間医療の民俗知識における権利登録の撤回命令を出す前に、登録官は事実関係を審理し、権利を持つ者にそのことを通知するが、それはその通知をした日から 30 日以内に申し開き書を提出させるためのものである。

第 1 段に依る事実関係の審理においては、登録官が判断を行うために関係者に説明させるか、あるいは証人や証拠を示させてもよい。

登録官が事実関係の審理を行ったときに、タイ民間医療の民俗知識における権利登録の撤回を行うに十分な理由が散見できれば、登録官は委員会の承認願いを提案する。委員会が承認すると、登録官はそのタイ民間医療の民俗知識における権利登録の撤回命令を出すことができ、登録撤回命令が出てから 30 日以内にその命令を理由と共に文書で権利を持つ者に通知する。

#### 第 40 条

第 39 条に従って登録の撤回をされた権利を持つ者は、登録官がそのタイ民間医療の民俗知識における権利登録の撤回命令を出した日から 1 年の期限を過ぎたとき、第 20 条に従って新たに登録申請をすることもできる。

#### 第 41 条

タイ民間医療の民俗知識における権利を使う認可を受けた者が、国民の平穏秩序あるいは道徳に反するようにその権利を使った場合、あるいは第 36 条第 2 段の内容に従って省が定めた条件に違反するあるいは遵守しない場合、あるいはその権利を使って登録したタイ民間医療の民俗知識をひどく損なうようなことを行っている場合、登録官は省令の定めた規則や方法に従って、そのタイ民間医療の民俗知識における権利の使用認可の撤回命令を出す権限を持つ。

#### 第 42 条

第 41 条に従ってタイ民間医療の民俗知識における権利の使用許可の撤回命令を出す前に、登録官は、そのタイ民間医療の民俗知識における権利の使用認可を受けた者に文書で通知するが、それは登録官の通知を受けた日から 15 日以内に申し開き書を提出させるためであり、第 39 条第 2 段を持って準用して定める。

登録官がタイ民間医療の民俗知識における権利の使用許可の撤回命令を出してから、その許可の撤回命令を出した日から 30 日以内に、タイ民間医療の民俗知識における権利の使用許可を受けた者にその命令を理由と共に文書で通知する。

#### 第 43 条

タイ国籍の者がその国におけるタイ民間医療の民俗知識における権利の保護を受けるこ



とを承認した外国籍の者は、本法律に依る保護を受けることを願い出るために自分の国で登録をした民間医療の民俗知識における権利を登録申請することもできる。

第 1 段に依る登録申請、登録および登録撤回を証明する重要書類の発行は、省令に定められた規定、方法、条件に従って行う。

### 第 3 部 サンプル（タイ式薬原料）の保護

#### 第 44 条

サンプル（タイ式薬原料）の保護に利するために、委員会の助言により大臣は研究調査の価値がある、あるいは経済的に重要である、あるいは絶滅の危険があるサンプルを保護サンプルとして、その種別、形態、品種および名前を官報に公示する権限を持つ。

#### 第 45 条

保護サンプルの保護に利するために、委員会の助言により大臣は次のことを官報に公示する権限を持つ。

- (1) 利用、保護管理、保存あるいは運搬を登録官に報告しなければならない保護サンプルの数量を定める。
- (2) (1) に従った報告における規定、方法および条件を定める。
- (3) 保護サンプルの利用、保護管理、保存あるいは運搬における規定、方法および条件を定める。
- (4) 保護サンプルの研究調査における規定、方法および条件を定める。
- (5) 商業目的の有無にかかわらず、商業的に保護サンプルを販売あるいは成形する場合についても、保護サンプルの輸出における規定、方法および条件を定める。
- (6) 保護サンプルに生じる可能性のある危険や損失から保護管理、防護、制止あるいは軽減するための方策を定める。

#### 第 46 条

許可者からの許可書を受けた場合を除いて、いかなる者であっても保護サンプルを研究調査あるいは輸出すること、商業のために保護サンプルを販売あるいは成形することを禁止する。

第 1 段に依る許可書の申請および許可書の発行は、省令に定めた規定、方法および条件に従って行う。

第 1 段の内容に従って発行された許可書は、許可書が発行された年から 3 年目の 12 月 31 日まで有効とする。

#### 第 47 条

第 46 条に従って発行された許可書は、許可書を受けた者の被雇用者あるいは代理人にも効力が及ぶ。

第 1 段に依る、許可書を受けた者の被雇用者あるいは代理人の行為も、許可書を受けた者の行為であるとみなす。ただし許可書を受けた者が、その行為が自分が知りうるあるいは管理できる範囲を超えた不可抗力の出来事であると証明できた場合は除く。

#### 第 48 条

第 46 条の条項は、政府機関によって行われる研究調査には適用できないが、登録官に通知し、第 45 条 (4) に従って大臣が定め公示した規定、方法および条件に従って行わなければならない。

## 第 49 条

第 46 条に従って発行された許可書の期限更新については、許可書を受けた者は許可書の期限が切れる前に申請を提出しなければならない。申請書を提出した後は、許可者がその許可書の期限を更新しないと命じるまで、業務を施行できる。

許可書の期限更新およびその許可は、省令に定められた規定、方法および条件に従って行う。

## 第 50 条

第 46 条に従って発行された許可書が失われた、あるいは破損した場合には、許可書を受けた者は、それが失われた、あるいは破損したことを知った日から 30 日以内に、代わりに受ける許可書の申請を提出しなければならない。

代替りの許可書の申請および発行は、省令に定められた規定、方法および条件に従って行う。

## 第 51 条

大臣がそのサンプライが保護サンプライであると定めて官報に公示した日に、第 45 条(1)に従って大臣が定めて公示した数量を超える保護サンプライをその管理下に保有している者は、先述の公示に定められた期限内に本法律に従って登録官に対し、その保護サンプライを管理していることを通知すること。

## 第 52 条

第 46 条にしたがって許可書を受けた者が、それがいかなる者であっても、本法律、省令、本法律に従って発令された規則秩序や公示に従わないときには、登録官は 1 回あたり 90 日を超えない期限をもってその許可書の使用停止命令を出す権限を持つ。

許可書の使用を停止された者は、その許可書に依る業務を中止しなければならず、また使用停止期間中、本法律に依るいかなる許可書の申請もできない。

## 第 53 条

許可書の使用を停止された者が本法律、省令、本法律に従って発令された規則秩序や公示に従っていると納得できた場合には、許可者は期限前であっても許可書の使用停止命令を取り消すことを命じることができる権限を持つ。

## 第 54 条

第 46 条に従って許可書を受けた者が、本法律、省令、本法律に従って発令された規則秩序や公示に従っていない、または重篤な違反行為であることが判明したときには、許可者は許可書の取り消しを命じることができる権限を持つ。

許可書の取り消しを命じられた者は、その許可書に依る業務を中止しなければならない。また、許可書の取り消し命令を受けた日から 2 年間の期限を過ぎるまでは、本法律に依るいかなる許可書の申請もできない。さらに、許可者が許可書を発行するかしないかは、然るべきものかどうかを見極めでの判断次第である。

## 第 55 条

第 52 条に依る許可書の使用停止命令および第 54 条に依る許可書の取り消しは、許可書を受けた者に文書で通知すること。

許可書を受けた者が見つからないとき、あるいは許可を受けた者が先述の命令を受け入れようとしない場合には、許可書の中に記した場所に公開してはっきりと見えるように命令を貼り出しておき、許可を受けた者は命令を貼り出した日からその命令をすでに知った

ものとみなす。

#### 第 56 条

第 54 条に依り許可書の取り消し命令を受けた者は、許可書の取り消し命令を知った日から、あるいは再審をしている場合においては委員会の判断を知った日から 60 日以内に、許可を受けた他の者、あるいは許可者が適当であるとみなした者に残った自分の保護サムンプライを販売することができる。ただし許可者が期限の延長を 60 日を超えない範囲で認めている場合を除く。

#### 第 57 条

サムンプライおよびサムンプライが生じる自然の生態系を持つ圏域あるいは保護区として定められた区域における生物の多様性あるいは人間の行為の影響を受けやすいことに関する保護管理に利するために、委員会の助言により大臣は、「サムンプライの保護管理のための対処計画」と呼ばれる実行計画を作って内閣の承認を得るための申請を提出する。

第 1 段に従ったサムンプライの保護管理のための対処計画は、必要に応じて短期計画、中期計画、あるいは長期計画を作成することが可能であり、次に記す事案における作業計画および業務遂行指針と共に構成されなければならない。

- (1) 自然の状態およびサムンプライの価値を守り、保護区として定められた区域におけるサムンプライの生じる自然の生態系および生物の多様性を守るために、関係公的機関が業務を遂行することについて言及した法律に従って、保護区内における個人の立ち入り許可における条件を定める。
- (2) 特にサムンプライが生じる圏域である場所に対する対処方法を定めると同時に、その圏域の土地における自然の状態、自然の生態系、生物の多様性およびサムンプライの価値を守っていくことを利するために、関係省庁がその職務および責任を果たす区域を定める。
- (3) サムンプライおよびサムンプライの生じる圏域を保護管理するための方法を定めることに利するためのサムンプライおよびサムンプライが生じる圏域の調査研究。
- (4) 計画に従った仕事の評価および関係法令の遵守を利するために、保護区域内に入ること審査、追跡、分析すること。

第 1 段に依るサムンプライの保護管理のための対処計画は、官報に公示する。

#### 第 58 条

第 57 条に従ったサムンプライを保護管理するための対処計画を実施するに利するために、担当係官は、サムンプライおよびサムンプライが生じる圏域の調査研究のために、保護区として定められている土地に入る権限を持つ。これすべて内閣が定めた規定秩序に従った関係省庁の協力連携による。

#### 第 59 条

第 57 条に従ったサムンプライの保護管理のための対処計画が公示施行されたとき、保護区の土地の保護管理および対処は、そのことに言及している法律に従って、サムンプライの保護管理のための対処計画に従って行う。

#### 第 60 条

いかなる保護区の土地においても、正式でないやり方で土地への対処が行われていたり、正式でないやり方でサムンプライの保護管理のための対処に問題のある状態が見られたり、サムンプライやサムンプライが生じる圏域への著しい破壊があったり、すぐに問題解決しなければならない危機的状況であったり、関係公的機関に法的な権限がなかったり問題解

決能力がなかったりすることが明らかになった場合には、必要に応じて保護と解決のために、委員会の助言により大臣が、第 57 条に従ったサンプライの保護管理のための対処計画に従った保護手段を執行するために、厚生省に業務を遂行してもらうよう内閣に認可申請を提出する。

#### 第 61 条

自然の生態系があり、生物の多様性があるサンプライの生じる圏域の場所で、そこが破壊されやすく、あるいは人間の行為の影響を受けやすい土地である、あるいは絶滅の危機にあるような、あるいは品種が減少している状態のサンプライが利用されている、あるいは官公庁がその土地のサンプライの対処、運営、開発、利用において住民が協力して促進していくという目的を持っていて、しかもその土地がいまだ保護区として定め公示されていない場合において、委員会の助言に従って大臣は、その土地をサンプライ保護区域として定め、その周囲の土地は第 1 段に従ってサンプライ保護地として定める権限を持っている。その土地は法典に基づく所有権や保護権がある土地であったり、法人格の機関ではない個人の土地であったりしてはならない。第 1 段に従った省令においては、サンプライ保護地として定めた土地の区域を示す地図がなくてはならず、それは省令の最後に添付すること。

#### 第 62 条

第 61 条に従った省令の発行においては、省令の中にある次の保護手段のどれか一つかあるいはいくつかを定める。

- (1) その土地における自然の状態、サンプライの価値を守り、自然の生態系や生物多様性への影響をなくすために、サンプライを有効利用する。
- (2) その土地の生物の多様性や自然の状態から生態系に変化をもたらすような影響を生じさせる可能性があったり、サンプライの価値に影響をもたらしたりする可能性がある行為を禁止する。
- (3) その土地の自然の状態、サンプライの価値、自然の生態系、生物の多様性を守るために、その土地に対する特別な処置方法を定め、同時に職務の遂行における効率性を生じさせる協力や仕事の統合を利するために、関係公的機関の職務の境界と責任の所在を定める。
- (4) その土地の状態に合った必要に応じたその他の保護手段を定める。

#### 第 63 条

サンプライ保護地においては、いかなる者も土地を保持占有することを禁じ、どのようなものも栽培、建設してはならず、木やその他の植物を伐採し、取り除き、燃やし、損傷を与えることを禁止し、生物の多様性や自然の生態系に危害を与えることを禁止し、鉱物、石、土を採掘することを禁じ、川や水の流れを変えることを禁止し、水流、谷川、沼、氾濫池、干上がった沼の水を汚すことを禁止し、あるいはサンプライに危害を及ぼすその他のことを禁止するが、許可者から許可書を受けてサンプライ保護地の運営をしたり、サンプライを有効利用したりするために遂行する業務を除く。

第 1 段に従った許可書の申請および許可書の発行は、省令に定められた規定、方法および条件に従って行う。

第 1 段の内容に従って発行された許可書は、許可書が発行された年から 3 年目の 12 月 31 日を使用期限とし、第 49 条、第 50 条および第 52 条から第 55 条までを準用して許可書の期限更新、代替りの許可書の発行申請、許可書の使用停止および第 1 段に従って準用して発行された許可書の取り消しを施行する。

#### 第 64 条

サムンプライの保護およびサムンプライの開発に民間が協力するのを支援するために、サムンプライが生じる圏域の土地やサムンプライを栽培する土地の所有者や占有者は、本法律に依る援助や支援を申請するために、その土地を登録官に対して登録申請する権利を持つ。

登録申請、登録重要書類の発行、登録および登録の取り消しは、省令に定められた規定、方法および条件に従って行われる。

#### 第 65 条

第 64 条に従って登録した土地の所有者あるいは占有者は、大臣が定め公布した規則秩序に従って援助を受け、支援を受ける権利を持つ。

### 第 4 部 再審

#### 第 66 条

第 27 条に従ってタイ民間医療の民俗知識における権利登録申請の取り下げ命令を出したケースにおいては、登録申請者は登録官の命令通知を受けた日から 30 日以内に委員会に対して命令の再審を願う権利を持つ。

#### 第 67 条

第 30 条第 2 段に従ってタイ民間医療の民俗知識における権利登録をする権利を持つ者に関する判断を登録官が下した場合、登録申請者あるいは異議を唱えたものは、登録官の判断を通知する文書を受け取った日から 30 日以内に委員会に対してその判断の再審を願う権利を持つ。

#### 第 68 条

第 39 条第 3 段に従って登録官がタイ民間医療の民俗知識における権利登録の撤回命令を出した場合、権利を持つ者は登録官の命令を通知する文書を受け取ってから 30 日以内に大臣に対してその命令の再審を願う権利を持つ。大臣の判断が最終的なものである。

第 1 段に従った再審願いでは、タイ伝統医療の民俗知識における権利登録の撤回命令の制限が軽減されることはない。

#### 第 69 条

登録官が、第 41 条に従ってタイ民間医療の民俗知識における権利の使用許可の撤回命令を出した場合においては、タイ民間医療の民俗知識における権利の使用許可を受けた者は、登録官の命令を通知する文書を受けた日から 30 日以内に委員会に対してその命令の再審を願う権利を持つ。

第 1 段に従った再審願いでは、タイ伝統医療の民俗知識における権利使用許可の撤回命令の制限が軽減されることはない。

#### 第 70 条

許可者が、第 52 条に従って許可書の使用停止命令を出した、あるいは第 54 条に従って許可書の撤回命令を出した場合においては、許可書の使用停止命令を受けた者、あるいは許可書の撤回命令を受けた者は、登録官の命令を通知する文書を受け取った日から 30 日以内に委員会に対してその命令の再審を願う権利を持つ。

第 1 段に従った再審願いでは、許可書の使用停止命令あるいは許可書の撤回命令の制限が軽減されることはない。

## 第 71 条

第 66 条、第 67 条、第 69 条および第 70 条に従った委員会の判断は最終的なものである。

## 第 72 条

再審の請求および再審の判断は省令に定められた規定、方法および条件に従って行われる。

## 第 5 部 担当係官

### 第 73 条

職務の遂行において、担当係官は次の権限を持つ。

- (1) 本法律に従ってチェックおよび保護管理のために就業時間内にさまざまな場所に入る。
- (2) 日の出から日の入りまでの時間、あるいは就業時間内にさまざまな場所あるいはさまざまな乗り物の探査を行う。  
本法律に基づく違反が行われていると疑うに十分な理由がある場合、また、搜索令状が間に合わず、違法行為に関係する書類や物品を移転、隠蔽、破壊すると信じるに十分な理由がある場合で、先に述べた時間の搜索では終わらなかった場合には搜索を続けることができる。
- (3) 本法律に基づく違反行為に関係する書類や物品を、立件における証拠とするために押収あるいは差し押さえを行う。
- (4) 本法律に基づく違法行為を証明するにあたって、その説明、書類、証拠が搜索するにあたって、あるいは証人証拠として使う効果があると信じるに十分な理由がある場合においては、さまざまな個人に説明を命じたり書類や証拠を送ったりする。
- (5) いかなる個人に対してもサムンプライ保護地からの退去を命じ、第 63 条の違反であるいかなる行為も抑止する。

第 1 段に依る担当係官の職務の遂行において、関係者は担当係官に適切に便宜を供与すること。

### 第 74 条

職務の遂行において、担当係官は担当係官身分証明書を提示しなければならない。  
担当係官身分証明書は、大臣が定め官報に公示した書式に従ったものである。

### 第 75 条

本法律に従って職務を遂行するにあたって、担当係官は刑事法典に基づく担当係官となる。

## 第 6 部 タイ民間医療の民俗知識の基金

### 第 76 条

関係業務の遂行に関連する必要経費およびタイ民間医療の民俗知識の保護管理、促進に関連する必要経費の運用基金とするために、厚生省次官事務所の中に、「タイ民間医療の民俗知識の基金」と呼ばれる基金を一つ設立する。

基金は次の金銭および財産により構成される。

- (1) 政府からの援助金。
- (2) 国内国外両方の民間機関、外国政府、国際機構から受けた金銭およびその他の財産。

- (3) 基金から生じた利息あるいは利益。
- (4) 基金の運営から生じたその他の収益。基金の収益は、残高に関する法律および予算方法に関する法律に基づいて大蔵省に送金する必要のない収益である。
- (5) 厚生省次官事務所が基金の金銭と財産を保管し本法律に従って基金の金銭の引き出し業務を行う。
- (6) 基金の収益および必要経費の運営および手当ては、大蔵省の見解によって定められた委員会の規定に従って行われる。

## 第7部 タイ民間医療の民俗知識の基金

### 第77条

委員会あるいは第6条(5)と構成される第11条に依る小委員会の命令、第39条第2段に依る登録官の命令、第73条(4)に依る担当係官の命令を遵守しない者はいかなる者でも、1ヶ月以下の懲役あるいは2千バーツ以下の罰金あるいは懲役と罰金の両方に処せられる。

### 第78条

第19条、第46条、第52条第2段、第54条第2段および第63条第1段に違反した者、あるいは第73条(5)に依る担当係官の命令を遵守しない者は、6ヶ月以下の懲役あるいは1万バーツ以下の罰金あるいは懲役と罰金の両方に処せられる。

### 第79条

第51条に違反した者は、6ヶ月以下の懲役あるいは1万バーツ以下の罰金あるいは懲役と罰金の両方に処せられる。

### 第80条

第62条(2)に従って発令された省令に定められた制限事項に基づく保護管理の手段に違反した者は、2年以下の懲役あるいは4万バーツ以下の罰金あるいは懲役と罰金の両方に処せられる。

### 第81条

第73条第2段に従って担当係官の便宜を図らなかつた者は、2千バーツ以下の罰金に処せられる。

### 第82条

違反行為を行って本法律に基づく罰則を受けなければならない者が、法人あるいはその法人の理事、理事長、代表である場合においては、その違反に対して法律が定めた罰則を受けなければならないが、その法人の行為が本人の知りえない、あるいは承諾していない行為であることを証明できればその限りでない。

王命のとおり履行いたしますという意味で副署した者  
チュワン・リークパイ  
内閣総理大臣

手数料率

- |   |                   |
|---|-------------------|
| (1) 保護サムプライ研究調査許可書<br>および同許可書期限延長                             | 1 部あたり 10,000 バーツ |
| (2) 商業のための保護サムプライ販売、輸出、成形許可書<br>および同許可書期限延長                   | 1 部あたり 20,000 バーツ |
| (3) サムプライ保護地運営あるいは商業のためのサムプライ保護地のサムプライ<br>の有効利用許可書および同許可書期限延長 | 1 部あたり 10,000 バーツ |
| (4) (1)(2)(3) に依る代許可書   | 1 部あたり 100 バーツ    |
| (5) サムプライの生じる圏域である土地登録重要書類                                    | 1 部あたり 1,000 バーツ  |
| (6) サムプライの生じる圏域である土地登録重要代書類                                   | 1 部あたり 100 バーツ    |
| (7) 第 19 条に依る国家タイ式薬処方あるいは国家タイ式民間医療教本<br>利用許可書                 | 1 部あたり 20,000 バーツ |
| (8) タイ民間医療の民俗知識における権利登録申請への異議申し立て                             | 1 部あたり 500 バーツ    |
| (9) タイ民間医療の民俗知識における権利登録重要書類                                   | 1 部あたり 1,000 バーツ  |
| (10) タイ民間医療の民俗知識における権利登録重要代書類                                 | 1 部あたり 100 バーツ    |
| (11) 本法律に依る許可申請書、許可書期限延長願い、登録申請書、登録願い                         | 1 部あたり 500 バーツ    |



注：

本法律を公示して施行する理由は、現在タイ国民はタイ式民間医療によって健康管理や病気の治療を行うことに興味を持ち、そうしなければならない必要性も高まっている。そのタイ式民間医療はサムンプライの利用、タイ式マッサージ、古式骨の保護管理、心理療法からその他の自然治療法にいたるさまざまなものから構成されている。家族レベル、コミュニティレベルおよび国家レベルにおいて自助努力をしていくために、厚生省はタイ式民間医療を、その知識を応用して公衆衛生の基礎を築き、発展させていく方針を持っており、また国家の公衆衛生施設にも少しずつタイ式民間医療を取り入れていく方針である。

同時に経済的効果のためにサムンプライからの薬の開発の促進と調査研究も行っていき、タイ国の薬剤製造における自立性を高めていく方針である。しかし、サムンプライ処方薬のようなタイ式民間医療の民俗知識は、開発と利用において効果のあるものであるが、いまだに保護管理、促進、利用のための保全開発がなされていない。そこで保護管理および促進をして、民間、コミュニティ、NGO がタイ式民間医療の民俗知識およびサムンプライの価値を明確に知らせ、より多くの人々が長く保全、開発、利用して然るべきであろう。そこで本法律を制定する必要にいたった。